

午後 3 時 10 分開議

鹿熊正一委員の質疑及び答弁

瘡師委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鹿熊委員。あなたの持ち時間は60分であります。

鹿熊委員 予算特別委員会のラスト、15番バッターを務めさせていただきます。

最初は、「富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例案」、略称こどもまんなか条例案について質問いたします。

新田知事は、政策の柱の一つに、未来に向けた人づくりを挙げ、その柱に未来に向けた子供の育成策を位置づけ、数々の子供施策を講じておられます。

今般、子供の権利に焦点を当て、こどもまんなか社会実現の礎にしていこうと、こどもまんなか条例案を本議会に提案されたことは、意義深いことと思います。

今日は、この条例の運用や解釈に関して数点質問します。

委員長、資料の掲示の許可をお願いします。

瘡師委員長 許可いたします。

鹿熊委員 最初に、第4条第2項関連であります。

第2項、「こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければなりません。」と書いてあります。すなわち、子供に対して他者の権利を尊重する義務を明記した規定であり、子供たちに、君たちの権利が他者から守られるのと同じように、君たちも君たちの周囲の人たちの権利を守りなさいということ、つまり権利と義務があるのだよということを教えています。

私の調べた限り、このようにはっきりと他者の権利の尊重義務を規定した条例は、他県では見られなかったところでありま

す。この1項があることによって、非常に引き締まった条例になっていると私は思います。

ただ、これを子供に教えることはすごく根気の要ることだと思います。条文があるからといって、すぐに子供は「分かったよ。」というわけにはいきません。

そこで、第4条第2項の規定を置いた趣旨は何か、また、他者の権利を尊重することの大切さをどのように子供たちに伝え、教えていくのか、知事に所見をお伺いします。

新田知事 全ての子供が、ウェルビーイングで成長していくためには、子供自身が権利を有することを知るとともに、互いの権利を尊重し、状況によってはその行使の在り方を互いに調整する必要があることも理解をすることが不可欠だと考えました。

このため、条例第4条第2項に、子供に他者の権利の尊重を義務づける規定を設けています。

昨年度、私が参加したこども意見表明交流会でも、ウェルビーイングの向上についてというテーマで意見交換した際に、自分の意見を持つことは重要だが、それを他人に押しつけるのではなく、尊重し合うことが大切という発言が子供たちからあり、こうした考えを普及啓発活動により広めていきたいと考えました。

このため、新年度は親子で子供の権利について学ぶイベントを開催し、一人一人の子供それぞれが権利の主体で、かけがえのない存在であることを分かりやすく伝えることにしたいと考えます。

また、小学生から高校生向けのパンフレット作りに当たっては、子供の権利の紹介とともに、他者の権利を尊重することの大切さが伝わるよう、当事者である小学生から高校生までの意見やアイデアを取り入れながら、効果的なパンフレットとなるよう取り組んでまいります。

さらに、教職員の研修などを通じて、他者の権利を尊重することの大切さが児童生徒にしっかり伝わるよう、教育委員会や市町村に働きかけてまいりたいと考えます。

鹿熊委員 ぜひ、知事には積極的にそういった活動を進めていただきたいと思えますし、特に知事には日頃から子供たちに接する機会を多くつくっていただいて、幸せの伝道師として、子供たちに権利と義務の大切さを知事の言葉で語りかけていただきたいとお願いいたします。

次に、資料1—1にありますとおり、第4条第1項関連であります。ここには、尊重される子供の権利が8つ掲げられており、どれも本当に大切な権利だと思えます。

しかし、何かが足りないということで、気づいたのが、子供たちがこれからのデジタル社会を生きていく中で、インターネットがもたらす様々な悪影響から子供を守ることも大切な子供の権利ではないかという点であります。

先日、会派の勉強会で、富山大学の山田正明准教授から、子供のネット依存、依存症アルゴリズムというテーマで話を聴きました。ネット依存症により、脳が萎縮するという科学的根拠に基づく大変ショッキングな話でありました。ネット社会の陰の部分から、子供を守るのが大人の責任だと思えます。

そこで、第4条第1項に定める、尊重されるこどもの権利について、子供の健全な成長のため、インターネットの利用から生ずる様々な問題——例えばネット依存、ネットいじめ、SNSを通じた性犯罪被害などから子供を守ることを、子供にとって大切な権利として明示すべきと考えますが、川西こども家庭支援監に所見をお伺いします。

川西こども家庭支援監 子供の権利を規定するに当たりましては、条例が将来にわたって機能する規範であるということを踏まえまして、社会の変化に伴って予想される様々な課題を包括的に

整理した上で、子供の成長に不可欠な要素を体系的に整理することが重要であると基本的に考えています。

このため、子供をはじめとする関係者の意見を基に、児童の権利に関する条約や国のこども大綱も参考にいたしまして、課題ごとに対応する権利を網羅的に列挙するのではなく、様々な課題に対応できる不可欠な要素を8つの権利として体系的に整理した案にしました。

委員御指摘のインターネット利用に関する問題は、依存やネットトラブル、犯罪被害など子供の健やかな育ちに影響し得る重要な課題であると認識しており、これは同じでございます。

条例の前文でも、現在の課題の一つとして明記しているところです。

しかし、インターネットや生成AIなどの技術は急速に変化しており、仮に委員御提案のインターネットの利用に関する権利を追加したとしても、将来の変化に対応できる権利体系とはならないおそれもございます。

インターネットの利用に関する問題は、分解して考えますと、心身の健康、安全な居場所、また、相談支援を受ける権利など、条例案で既に定めている複数の権利と密接に関連していると考えておりまして、条例案の権利の体系全体で十分包含していると考えております。

このため、インターネットに関する権利を新たな9つ目の権利として追加するよりも、社会の実情に応じた効果的な施策レベルのアクション、施策を講じることによりまして、子供を適切に守っていくことが重要であると考えております。

鹿熊委員 インターネットがもたらす影響についての認識が、少し薄いように思います。

これから、好むと好まざるとにかかわらず子供はデジタル社会、インターネットの社会を生きていかななくてはならないとき

に、そのインターネットがもたらす様々な問題、影響から子供を守るということは、普遍的なことで、これからますます大事になってくることではないかと、インターネット環境がどう変わろうと、これは必要なことではないかと私は思っております。

ただ、今この条文にないからといってこの条例そのものに対する認否と言いますか、この必要性は全く減ずるものではなくて、必要だと思いますが、ぜひ次の見直しのときの論点の一つではないかと私は思っております。

続きまして、次に資料の1—2に移ります。富山県子ども支援委員会と知事との関係等について質問します。

第24条では、支援委員会は事案の解決が見込めないと認めるときは調整等を終了でき、その旨を知事に報告する。知事は、報告があったら申立人等に通知するとの規定であります。

そもそも、委員会の調整等に係る事案は、子供や保護者が富山県子ども総合サポートプラザに相談し、支援を受けてもなお状況が改善しないときに知事に申立てをし、知事から委員会に調整等を求める事案であります。

したがって、相当に複雑で難しい案件ではないかと予想されます。なぜなら、富山県子ども総合サポートプラザには専門相談員がいて、かつ法的対応も十分できて、かつまた、市町村とも連携して相談に乗っていく機関で、そこでもなお改善しないということありますから、相当厄介な事案だと思います。

そういったものが知事を通して委員会に上がってくるわけですが、その委員会で調整を尽くしても解決が見込めないときに、調整終了ということを知事に報告し、知事から申立人に調整終了しましたと通知するという規定であります。

それで終わりということになるわけでありまして、通知を受けた子供や保護者は、どこからも見放された状態になって非常に切ない感じがします。そこで、富山県子ども支援委員会が解

決は見込めないと判断し、調整等を終了する事態となった事案については、知事が子供や保護者にもう一步寄り添う仕組みを考えてはどうかと思いますが、川西こども家庭支援監に所見を伺います。

川西こども家庭支援監 今、委員から御指摘いただいたように、こども支援委員会では慎重に検討することにしておりまして、事案の解決のために、子供の気持ちを最優先に、また、その最善の利益を優先して、委員の専門性を生かしながら、調整に取り組むこととしております。

しかし、調整は関係者の相互理解を前提とした歩み寄りを促すものですので、歩み寄りが見込めない場合は、問題の解決に至らない場合もあり得るわけでございます。

条例案では、こうした場合に出席委員の全員の意見が一致した場合に限り、調整等を終了できる規定を設けておりまして、委員から御紹介いただいたように極めてまれといいますか、めったにない、それを実施するにいたしましても、慎重に慎重を重ねて行うわけでございますが、その調整を終了した場合に、その後、子供や保護者が孤立しないようにするということが大変重要であると考えております。

このため、委員会が調整等を尽くしても、申立てに係る事案の解決が見込めない場合に当たるとして、調整等を終了する場合においては、併せて個別の事案の実情を踏まえた、その後のフォローについても委員会で検討するなどの対応が必要になると考えているところでございます。

鹿熊委員 おっしゃるとおりだと思いますが、そのことは条文に書かれていないと思うのですが、どうですか。

川西こども家庭支援監 御指摘の条文には、その文章そのものは書いてございませんけれども、調整後に想定されるフォローの例として、委員が定期的に子供や保護者の状況を確認する、安

心して過ごすことができる居場所や支援機関を紹介するといった、条文には書いてございませんが、子供のための機関でありますから、仮に調整が不調に終わったとしても、そのような配慮をするということは当然求められることではないかと考えております。

鹿熊委員 そのような運営をすべきだと思いますので、できれば何か工夫して、そういったことが担保される条文も考えられるのではないかと考えております。私にとって論点の2つ目であります。

次に、資料1—3の第26条に移ります。第26条では委員会の活動状況の公表の規定です。

この規定の是非については、私はとやかく言うものではありませんが、私は、知事が本条例の運用状況を公表することこそ大事なことだと思っております。

こどもまんなか社会の実現は、知事の県政最重要テーマの一つであると理解いたします。その土台となる本条例について、その運用状況を県民に示すことが、こどもまんなか社会を知事と県民と共につくっていくこうとするときの、私はあるべき姿と思うからであります。

そこで、知事が毎年1回、本条例の運用状況を公表すべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

新田知事 こどもまんなか条例の運用状況に関して、こども支援委員会の活動については、年1回公表することを、今御指摘いただいたように条例で規定をしております。

公表内容としては、こども支援委員会への申立ての状況、委員会の意見表明や子供の権利擁護に関して県が行う普及啓発活動に対する委員会の助言やこれらへの執行機関の対応などを想定しています。こういったことは、年1回公表をいたします。

また、こども支援委員会を含め、この条例で規定している施

策は、毎年開催している別の条例、とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例、略称子育て支援・少子化対策条例に基づいて、県民会議の場を活用して、この条例とこどもまんなか条例の運用状況を連携、関連づけて報告することで、一層の相乗効果があると考えております。

この県民会議は、私も出席し、これまで子供の成長を支援する気運の醸成や子供の健全な育成支援に関する施策等について調査審議しており、今後は本条例で規定した子供の権利擁護に関する普及啓発活動、また、子供の居場所等の確保、こども支援委員会の活動状況も含めた相談支援体制の充実、子供などからの意見聴取や施策への反映などについても、具体的な実績を示しながら、市町村、有識者、関係団体、公募委員などから構成された委員に説明し、御意見をお聞きすることにしていきます。

あわせて、その内容を公表することで、県民の皆様にも条例の運用状況についても御理解いただきたいと考えています。

鹿熊委員 今、知事は最後に併せてその内容を公表するとおっしゃいました。

私は、知事が公表すべきだという観点で申し上げ、今の答弁で、最後に知事は公表すると言われたので、一応納得はいたしますが、公表ということは、多分この資料1―4の、知事がおっしゃった子育て支援少子化対策条例の第9条に、知事は毎年基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとするという規定に基づいて公表するとおっしゃったのだらうと思います。公表の根拠は、これしかないのです。

ただ、これは基本計画に基づく状況を公表すると書いてあって、この基本計画はここにありましており、1から8まで8つ書いてあります。

ここには、人権に関することは一つも書いてないのです。重点的に取り組む事項として、1番から8番まで、これはとやま

こども・若者みらいプランからそのまま引用しましたので、ありません。

だからといって、権利について何もこの子育て支援少子化対策条例に書いてないかという、書いてあることは承知いたしております。

言いたいことは、この基本計画策定後にこの条例が、今、制定されようとしているわけでありますから、条例制定の暁には、この子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画を、本条例の制定を踏まえて見直しをする必要があると私は思います。

あわせて、先ほど知事は県民会議でおっしゃいましたが、県民会議もこの条例を制定する前に設置されて、メンバーも子育て支援・少子化対策条例に適應した方がメンバーになっていると思いますので、ぜひこの県民会議についても、このこどもまんなか条例に対応し得る有識者の方をメンバーに選ぶ必要もあると思っております。

知事の見解をお伺いいたします。

新田知事 先ほど申し上げましたように、この少子化対策条例——略称ですけれども、これにはこの県民会議を規定しています。それを年1回開催し、様々な有識者など、あるいは市町村の代表、公募委員などをお招きしてその場で1年間の活動状況を発表すると。

それで、併せてこの少子化対策条例とともにこどもまんなか条例の1年間の活動についても、この県民会議で御報告をするということ連動させて、より相乗効果が出るようにということで、この会議で行うことにしたいと考えています。

そして、公表というのは、その県民会議の内容を会議後公表しますよということです。

もちろん、その会議にはマスコミの方も入っている場と理解しておりますが、会議後にはそれをまとめて公表するというこ

とで対応ができると思っています。

鹿熊委員 大分近づいてきたと思うのでありますけれども、言いたいのは、1つはこの少子化対策条例に基づく基本計画というものについて、こどもまんなか条例の制定を機に、見直すと言いますか、よりこの権利のことについて加える必要があると思えます。これが1点目。

2点目は、県民会議においても、このこどもまんなか条例を運用するに際して、あるいはこのことについて議論するに際して、適任者を加えたほうがいいのではないかとという観点からの検討も必要だと思えます。

加えて、最後にやはり知事は、このこどもまんなか条例の、この今審議中の条例の施行状況について、そのものを知事から県民に向かって公表されたほうがいいのではないかと私は思っております。これについてはこれ以上やり取りしませんが、私にとってのこの条例の論点の3番目ということにしておきたいと思えます。

続きまして、2つ目の柱、新時代とやまハイスクール構想について質問いたします。

今回の構想は、約5年間に及ぶ県立高校の在り方検討の結果として、34校全ての全日制県立高校を再構築し、20校程度の新しい学校を設置しようとする構想であり、県民の関心や期待は高いものがあります。

いよいよ新年度において、構想具体化の検討が始まります。第1期では、未来探究ハイスクールを東西に2校ずつ、グローバルハイスクールを1校の計5校程度新設し、計30校程度にする方針であります。

なので、9校程度が再構築の対象になるかと私は思えます。それを、どのように選定し、どのように5校程度に再編していくのかが焦点になると思えます。

そこで、新年度前半に策定する第1期校の設置方針において、何をどのように定めるのか、また、策定する過程において、関係する高校や地元自治体はもとより、広く県民に説明する機会についてどのように考えているのか、知事の所見をお伺いいたします。

新田知事 新時代とやまハイスクール構想の第1期では、速やかに対応すべき教育課題の解決を図るため、グローバルハイスクールを1校、また、情報教育、学習内容を選択できる教育、誰一人取り残さない教育を行う未来探究ハイスクールを4校設置することにしています。

お尋ねの第1期設置方針には、これらの学校の教育内容、再構築する対象校、設置場所を定めることとしています。

今後、構想検討会議において、学校ごとにどのような生徒の育成を目指し、どのような教育内容が必要か、また、どのように再構築し、どこに設置するかなど、具体的な検討を進め、新年度の前半をめどに私が主催する総合教育会議で策定したいと考えております。

今回の構想は、現在の各高校の教育内容に着目して県立高校を再構築するものです。これまでの各高校での教育実績に、新たな取組を加え、今後必要となる教育内容を整理し、その教育内容を様々な学校規模で組み合わせ、それぞれのエリアの今後の中学校卒業予定者数を踏まえて、バランスよく配置することとしています。

こうした考え方に基づき、構想検討会議で議論を進める中で、検討の方向性などをどのようにお示しし、御意見をお聞きすることができるか、丁寧に検討してまいります。

第1期の進め方が、その後の段階的な再構築の基本となり、引き続き、節目節目で生徒や保護者、県民の皆さんに丁寧に方針をお伝えしながら、こどもまんなかの視点でハイスクール構

想を着実に進めてまいりたいと考えます。

鹿熊委員 これはとても意義深い取組であり、大きなチャレンジだと私は思いますので、丁寧な進め方と同時に、このような趣旨で再構築するのだということを、ぜひ県民の皆さんによく分かるような、理解を得られるような説明を尽くしていただきたいとお願いをしておきます。

続きまして、資料の2-2です。文科省は2月に策定した「高校教育改革に関するグランドデザイン2040」に掲げる改革を先導する拠点校を創設するため、高等学校等教育改革促進事業の公募を行っています。

県教育委員会は、左側の黄色の第1類型のアドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援に応募する方針と聞いています。このエッセンシャルワーカーの育成は喫緊の課題であり、採択されることを願っております。

さて、文部科学省の公募要領では、この事業を全庁的なプロジェクトとして推進することを期待するとあります。すなわち、教育委員会だけでなく、エッセンシャルワーカーを所管する関係部局——教育委員会のみならず、土木部、農林水産部、商工労働部、厚生部等が一体となって取り組むことを文部科学省は期待していると理解いたします。

どのように推進体制を組まれるのか、広島教育長にお伺いいたします。また、関連しますので続けますが、もう一点は、この他の2類型、この真ん中と右側の、紫と緑の部分についてです。

すなわち、理系人材育成事業——いわゆる普通科改革と、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保にも応募する考えはないのかという点であります。

そもそも、文部科学省の公募要領では、各類型1校ずつ、1拠点ずつ、合計3拠点の提案を各県がすることを基本とすると

あります。私は、この2であればハイスクール構想のS T E A Mハイスクールに対応すると思いますし、3であれば地域共創ハイスクールに当てはまるのではないかと思います。

これらにも応募する積極性が大事なのではないのでしょうか。廣島教育長にお伺いいたします。

廣島教育長 国の高校教育改革に関するグランドデザインでは、令和9年度創設予定の交付金等の措置に先立ちまして、今年度の補正予算により、各都道府県の緊要性のある取組を先行的に支援するというところで、今資料にあります3種類のものについて、それぞれ拠点を出し、得られた成果を域内の高校に共有、普及させることを目指しております。

この方向性は、これまでも御答弁も差し上げましたが、新時代とやまハイスクール構想の考え方と軌を一にするものだと思っております。

県では、ハイスクール構想の実施方針に基づきまして、具体的な再構築の検討を進めることとしておりますが、先導拠点の取組については、この検討と並行しながら進めることとなります。

本県の構想におけます新たな学校づくりを進めていく際のモデルに位置づけていきたいと考えておりまして、国の支援策を有効に活用し、生徒にとって魅力ある学校づくりを推進できるチャンスであり、現在3類型全てについて改革を先導する取組を検討させていただいております。3種類全て申請できればと思っております。

これらの取組につきましては、富山県人材確保・活躍パッケージの推進にも資することになります。このため、関係部局との連携をさらに強化し、また、このほかにも大学や産業界の皆さんとも連携した推進体制をつくっていきたいと考えております。

今後、国への申請に必要な手続を進めることとしておりました、先導拠点で実施する教育活動、3類型ともにですが、新たに設置する新時代ハイスクールに着実に引き継がれるよう努めてまいります。

鹿熊委員 その積極性がとても大事だと思っております、3類型全てに申請すると聞いて、非常にいいことだと受け止めたところでございます。

ちなみに、1校当たり最大20億円程度の事業だと聞いておりました、3校ですとマックス60億円での事業予算が補助でくる、とても大きな事業だと理解してよろしいのでしょうか。

広島教育長 全国で3,000億円程度ということにされております。

単純に、47都道府県というような計算をしても1都道府県当たり60億円——これは単純計算でございますが、そういう形になります。

そうしますと、私どもも60億円というものは一つの目安にして考えるということになるかと思えます。

また、学校数につきましても原則3校とされているところですが、会議では、加えることもできると聞いておりますので、そこについては、今県内のバランスも考えながら検討させていただいているところです。

鹿熊委員 ぜひ、しっかりとした推進体制を取っていただいて採択されることを願っております。

次に、最後の質問の柱は、人と経済の両輪対策についてであります。

知事は、現下の人手不足や物価高騰などの厳しい社会情勢を踏まえて、人材確保・活躍パッケージと経済の好循環加速化パッケージの2つのパッケージを一体的に展開し、人と経済の対策を両輪で強力に推進すると表明されておられます。それに期待いたします。

そこでまず、経済のほうから質問いたします。

富山県経済の好循環の起点となる、県民の賃金上昇の現状と課題をどのように認識しているのか、山室商工労働部長に所見をお伺いいたします。

山室商工労働部長 委員御指摘のとおり、富山県経済の好循環を加速化していく上で、県民の皆様の賃金上昇は起点として極めて重要な鍵を握っております。

現在の状況につきまして、令和7年の毎月勤労統計調査によりますと、常用労働者1人平均の月間現金給与総額の伸び率は、規模5人以上で前年比2.8%増、規模30人以上で前年比3.2%増と全国平均をいずれも上回り、総じて堅調に推移しております。

一方で、物価高騰の影響から、実質賃金は全国と同様にマイナスとなっておりまして、県民が賃上げの効果を肌で十分に実感するには至っていないと重く受け止めております。

また、昨年度の県内春闘におきましては、全体で5.14%と高水準の賃上げが実現いたしました。その一方で、従業員99人以下の企業におきましては、4.45%にとどまっております。

県の調査におきましても、賃上げ率が3%未満の企業が約半数の48.6%を占めるなど、全体の水準に届かない企業も依然として多く、企業間にばらつきが見られるというのが実態でございます。

こうした現状を踏まえまして、本県における喫緊の課題は大きく2点あると認識しております。第1に物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現、そして第2に県内経済を支える中小企業などで見られる企業規模による格差の是正、この2点であると考えております。

鹿熊委員 そういった課題に対応すべく、富山県経済の好循環加速化パッケージなるものが第1弾から第3弾にわたって用意されていると理解いたします。

そこで、資料の3-1であります。このパッケージ第1弾の令和7年度11月補正予算に計上してあります県融資制度「生産性向上・賃上げ支援枠」4億円の融資実績及び専門家派遣による経営力強化集中支援事業728万円の実績はどうなっているのか。山室部長にお伺いいたします。

山室商工労働部長 まず、本年1月から取扱いを開始しました県融資制度「生産性向上・賃上げ支援枠」は、県の利子補給により、当初1年間を実質無利子とし、有利な条件で生産性向上に資する設備の導入を可能にするものです。

制度創設直後ということもあり、現時点では融資の申請に至った事例はないものの、既に数件問合せが寄せられておりまして、今後の活用が見込まれる状況でございます。

引き続き、金融機関などと連携し、こうしたメリットの積極的なPRに努めてまいります。

次に、昨年12月に募集を開始しました専門家派遣による経営力強化集中支援事業には、県内4事業者から申込みがありまして、今年度内に延べ32回の派遣を予定しております。

具体的には、付加価値向上に向けた生産設備や作業工程の改善に関する計画づくり、収益力強化に向けた生産指標の設定、評価などに関する相談がありまして、それぞれの課題に応じた専門家を派遣しているところです。

今後とも、新世紀産業機構や金融機関など関係機関と緊密に連携し、施策の周知と活用を積極的に働きかけることで、意欲ある県内企業を力強く後押ししてまいりたいと考えております。

鹿熊委員 最初に取り上げましたこの①の融資制度は取扱期間が3月31日までということになっております。

1月から始めたもので日が浅いということで、実績がないという御説明でありましたが、それでそうなのかということなのです。

本当に必要ならば、もう1か月半経っているわけなので、もう実績が1件でも2件でもあるのではないかと思うのですが、何かもうそれだけの余力がないのか、要するに、ないというのは、3%以上の賃金引上げが条件だとすれば、この利子を1年間無利子化しますということで、本当にこの要件が厳し過ぎるのではないか、あるいはどうなのだろうなということですね。

新年度も、この同じ内容の融資制度があります。ということは、もし3月31日まで実績がなかったら、不用額となってしまいうということですが、それはまた別の問題として、果たして、この制度に本当のニーズがあるのだろうかとは私は心配になるのですが、いかがでしょうか。

山室商工労働部長 既に御答弁申し上げたとおり、問合せ自体は数件頂いておりまして、締切り、今月内に活用が見込まれるという状況ですので、早急な活用につなげていただくよう、私どもとしても努めてまいりたいと考えております。

鹿熊委員 分かりました。

次に人材についてお伺いいたします。

本年度、全庁横断的に検討し、277事業・取組、予算にして167億円という大変大きな人材確保・活躍パッケージを用意されたことを評価いたします。県民、事業者には、ぜひこの中身を活用していただきたいと思えます。

そこで、資料の3-2に示しました富山県人材確保・活躍パッケージが効果を発揮するためには、パッケージに位置づけられた各種施策に県民や事業者が主体的に取り組むことが重要と考えますが、どのように県民や事業者にその内容を伝え、支援を届けていくのか、山室部長に所見をお伺いいたします。

山室商工労働部長 御指摘いただいたとおり、富山県人材確保・活躍パッケージが効果を発揮するためには、各種施策を県民や事業者に確実に届けるとともに、それぞれが主体的に取り組ん

でいただける環境を整えることが極めて重要であると認識しております。

このたび、パッケージの新たな特設サイトを開設し、県民や事業者が自ら支援対象となる施策を容易に検索、抽出できる仕組みを構築し、直感的で分かりやすい情報発信を行う予定としております。

また、一人一人のウェルビーイングを高めるための環境を整備し、富山で働く価値を戦略的に高めていくという、目指す姿の下で、関係機関、団体と連携して積極的な周知を図っていくという予定にしております。

さらに、各種施策の主体的な活用を後押しするには、丁寧な伴走支援が不可欠でございます。手前どもでやっております価格転嫁推進サポーター制度なども参考に、関係機関と連携した継続的かつ幅広い支援の仕組みを検討してまいります。

加えて、県人材活躍推進センターや富山労働局とも連携を深めまして、県民のニーズに寄り添った支援を展開してまいります。

人が減る時代を、人が輝く転機へと変えていきたいと考えており、このパッケージの各種施策を各主体が能動的に活用するという歩みを重ねることで、県議会の御指導も賜りながら、企業、地域社会、県民の皆様と総力を挙げて選ばれる富山をつくり上げていきたいと考えております。

鹿熊委員 ぜひ、期待をするものでございます。

1年間、全庁を挙げて取り組んで、このような富山県人材確保・活躍パッケージをつくられて、そこに大変充実した内容の事業や取組、そして予算額が盛り込まれました。

このパッケージが本当にいい効果が出るように、全庁的な取組から、今度は全県的な取組にステージを変えて、効果が出るように、御尽力をお願いしたいと思います。

さて、人材不足の点で最も深刻でありますのは、医療や福祉、教育、運輸、農業、建設、公共交通、行政、警察などのエッセンシャルワークの分野であります。

その対策には、高校教育や高等教育の在り方、業務の改善、リスクリングと労働移動、賃金改善、社会的価値の共有など、本当に様々な対策を、データを基に官民で複合的に計画的に取り組んでいく必要があると思います。

そこで、県は、エッセンシャルワーク分野の人手不足対策を人材確保・活躍の最重要テーマとして、関係団体、教育機関、市町村等とともに、戦略的かつ計画的に取り組むべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

新田知事 御指摘のとおり、県民生活と地域経済の基盤を支えるエッセンシャルワーク分野の人材確保・活躍は本県における最重要課題です。

県人材確保・活躍推進本部においても、この分野を中核に据え、データを基盤とした議論を深めており、官民一体となった複合的かつ計画的な取組が不可欠だと考えます。

こうした認識の下で、富山県人材確保・活躍パッケージに多角的な施策を体系的に盛り込んでいます。

喫緊の対策としては、ロボットやテクノロジー活用による現場労働者の負荷軽減、また、公共職業訓練を通じたリスクリングの支援、農業、建設業で多様な人材が活躍できる職場環境の整備、医療、福祉分野における賃上げ支援などです。

さらに中長期的には、国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）に呼応した取組の推進や、新時代とやまハイスクール構想による職業系専門学科を含む県立高校の再構築のほか、教育と産業界が一体となって仕事の魅力を伝える早期からのキャリア教育の充実、ホワイトカラー偏重の職業観からの脱却を促し、この分野の社会的価値を広く共有をしていく

ということですが。

先般、富山県立大学がバーチャル富山県を想定して、2040年における労働需給シミュレーションの暫定結果を発表されました。我々も、県庁幹部でその結果を聞いたところではありますが、このエッセンシャルワーク分野における将来的な人材不足の深刻さが客観的に示されました。

2040年で10万3,000人余りの人材不足という、シミュレーションの暫定結果でした。その中でもエッセンシャルワーク分野での人材確保がより一層難しいということでもあります。

ただ、お先真っ暗かというのと、一方で、1月だったと思いますが、総選挙の最中だったのでかき消された感もありますが、経済産業省が就労人口の試算を公表しました。これによりますと、AIの普及・活用によって、東京圏から約193万人の余剰人員が出ると、主にホワイトカラー分野などからということになります。

こういった方々を、ぜひ富山県に呼び込みたい、ただ放っておいても来るわけはありません。

そこで、高市政権でおっしゃる地域産業クラスターの政策に乗って行って富山県の経済を強くする、そして残念ながら東京圏で余剰人員となってしまった方々の受皿となることが今後考えるべきことだと思っております。

東京圏から人が出てくる、それを強くした地方で受け止める、そうすると富山県ももちろん変わりますし、日本も変わっていくと思います。

今、高市政権になってからは、午前中も申し上げましたが、東京一極集中の是正や地方創生というのは少しトーンが落ちているように感じています。

ですけれども、AIの進展によって、具体的に東京から余剰人員が出てくるということ、これは活用しない手はないと。あ

る意味、人の不幸を喜んではいけないわけですが、地方でもいい生活があるわけですから、受皿としてそんな方々を受け入れていくことを今後考えていかなければならないと考えています。

鹿熊委員 エssenシャルワーク分野の人材不足対策ということでお聞きいたしますと、おっしゃるとおり非常に多角的に、複合的に取り組んでいこうという方針が伝わってまいりました。

その中で、お話もありましたように東京圏で発生する余剰人員を富山県に呼び込もうということで、このパッケージの4年目の矢印の先に「人が輝く」、「選ばれる富山」とありますように、多分そういうことなのだろうと思います。

2030年、この富山モデルの確立・定着とありますが、この2030年というのは5年後ですが、ここで富山モデルの確立・定着というのはどういう意味なのかと思いながら、こんなに早く、5年で富山モデルが確立するのだろうかと思いながら見てましたが、これはちょっと前もって示してありませんが、簡単に言うかどうかでしょうか、知事。

新田知事 この矢印、1年目、2年目から小さくてもいいから、実績を出していく、実例をつくっていくということでありませう。

そして、それが2年、3年、4年、5年と経って、そこでミクロですけれども小さな成功を積み重ねていくことによって、富山で働く価値を求める人が多く出てくる、それを富山モデルと称して、それをさらに確立して、より強化していく、そういうことをこの矢印で示しているものです。

鹿熊委員 意味と意気込みが分かりました。

あまり慌てられなくてもいいのかと思っておりました、と言いますのも、そんなに短期間に先ほど御答弁ありました様々な対策が実を結ぶとは思わないので、少し腰を据えて、2040年までとは言いませんけれども、10年ぐらいのスパンでこのエッセ

ンシャルワークの人材不足対策に取り組み、富山モデルもそれぐらいのスパンで考えられたほうがいいのではないかと思いつながら見ていた次第でございます。

それでは、最後に障害者雇用の推進について2点お伺いします。

富山県の労働力人口は、1995年の63万2,800人余りをピークに減少を続けております。2020年調査では、54万5,600人余りまで減少しております。

そのような中、雇用障害者数は年々増加し、令和7年は4,998人と過去最高を更新しました。ただ、残念ながらそれでも実雇用率は2.35%で、法定雇用率の2.5%に未達であります。

障害者雇用は、今後も重要な労働市場であると思っております。障害者側と受入れ事業者側双方に必要な支援を講ずることによって、もっと雇用は進んでいくのではないかと考えております。

県は、障害者雇用においてもモデル県を目指していただきたいと思っております。

そこで、障害者雇いを推進するため、どのように取り組んでいくのか、山室商工労働部長に所見をお伺いいたします。

山室商工労働部長 労働力人口が減少し、人材不足が深刻化する中で、御指摘のとおり障害のある方々を含む多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮し、御活躍いただくことは極めて重要であると認識しております。

本県の障害者雇用数は、過去最高を更新したものの、実雇用率は法定雇用率に未達でありまして、一層の雇用推進が不可欠であると認識しております。

県では、これまでも富山労働局や、高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携しました障害者雇用セミナーの開催、福祉的就労を行う方々とその家族などを対象とした企業の労務担当者との交流会の開催、障害者就業・生活支援センターによる就業支

援や短期の職場実習の支援、また、富山県人材活躍推進センター新卒特別支援デスクの統括コーディネーターによる就職準備から職場定着まで一貫したきめ細やかな伴走型支援など、多角的な施策を展開してきておりまして、引き続き継続的に取り組んでまいります。

さらに、新年度からは人材活躍推進センターに新たに障害者雇用推進員を配置しまして、推進員が直接企業に訪問しまして、県や国の施策を周知して、訪問企業からの相談に寄り添って対応いたします。

また、統括コーディネーターと密に連携しまして、個別支援を実施し、障害のある方へのサポートと受入れ企業の環境整備を一体的かつ強力で推し進めてまいります。

今般の人材確保・活躍パッケージには、こうした施策に加えまして、富山労働局との一層の連携強化も盛り込んでいるというところです。

今後とも、関係機関と密に連携して、障害者雇用への理解を深め、就業希望される方が一人でも多く県内企業で生き生きと活躍できるよう、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

鹿熊委員 ぜひ、ひとつ御尽力をよろしく願いいたします。

最後は、県教育委員会の障害者雇用について質問いたします。

県教育委員会の障害者雇用の実雇用率は2.1%であります。令和7年の数字です。法定雇用率は2.7%ですので、それより低く、また、全国平均が2.31%でありますので、それよりも残念ながら低い状況であります。

令和7年6月10日付で、文部科学省から各都道府県教育委員会担当課長宛てに、「障害のある教師等の教育関係職員の活躍推進に向けて」という通知が出されていると理解いたします。

これには、障害者の雇用について、こうすればいいのではな

いかというような幾つかのポイントが載っておりました。

これらも踏まえまして、しっかりと対応していただきたいと思っておりますし、また、教師の成り手不足と言われておりますけれども、障害者雇用ということに視点を移せば、少しでもカバーになるのではなかろうかと思えます。

なお、知事部局については、昨年12月1日に法定雇用率の2.8%を達成したことがホームページに載っておりました。ただ、雇用者数はぴったり2.8%でありまして、ぎりぎりセーフというところであって、いつまたそれを切るか分からないという状況であります。

そこで、知事部局においても、さらに増員の努力をお願いしたいものだと思います。

そこで、県教育委員会における障害者の法定雇用率の達成に向けた取組方針を、広島教育長にお伺いいたします。

広島教育長 御指摘いただきましたとおり、県教育委員会における昨年6月1日現在の障害者雇用率は、2.1%と法定雇用率の2.7%を下回っているところでございます。

障害のある方の雇用機会の確保のため、県教育委員会では平成18年度から教員採用試験における特別選考枠を設けまして、令和7年4月までに10人を採用してきました。さらに、今年度実施した教員採用検査により、新たに1人を採用できるようになっています。

また、御指摘いただきました文部科学省通知なども踏まえまして、県立高校では、障害のある方を文書の整理や環境整備等を行う高校版スクール・サポート・スタッフなどとして雇用してきております。

昨年9月からは、この高校版スクール・サポート・スタッフでの対象業務として、部活動会計などを追加して、その上で富山労働局など県内障害者就業支援機関と連携した就業希望者と

のマッチングなどを行ってまいりました。

これで、新たに17名程度雇用の増も図ったところでございますが、まだ足りない状況です。

このため、新年度には県立学校や市町村立の小・中学校においても、事務補助などを担う障害者雇用の拡大にさらに努めていきたいと考えております。

県教育委員会としては、今年7月から法定雇用率がまた上がり、2.9%になるという状況も控えております。そういったことも踏まえることが必要で、一方では教員の多忙化という指摘も受けております。

例えば、教員の多忙化解消につながる学校現場での業務の拡充といったものについて、他の都道府県における取組なども参考にしながら、学校現場、事務局も含めて障害のある方への周知や雇用に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

瘡師委員長 鹿熊委員の質疑は以上で終了しました。

以上をもって、本委員会の質疑は全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、長時間御苦労さまでした。

終わりに、本委員会の運営に終始御協力を賜りました議員各位、県当局並びに報道関係の各位に対し、深く敬意を表し感謝を申し上げます。

これをもって、令和8年2月定例会の予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時08分閉会